

【不競法】

営業秘密の基礎知識

～近時の裁判例と秘密管理性～

大江橋法律事務所 弁護士
杉野 文香

▶ PROFILE

ayaka.sugino@ohebash.com

第1 はじめに

近年、営業秘密の持ち出しや不正使用に関する事案が増えています。警察庁生活安全局生活経済対策管理官が令和6年4月に公表した「令和5年における生活経済事犯の検挙状況等について」^{注1}には、営業秘密侵害の検挙事件数が過去最多であった昨年に続き第2位となっており、相談数は過去最多であったことが示されています。また、令和6年2月26日には、回転寿司チェーン店を運営する会社の元従業員が、同じく回転寿司チェーン店を運営する競合他社に移籍する際に仕入原価等の営業秘密を持ち出し、移籍先で当該営業秘密を使用したとして、営業秘密を持ち出した本人を懲役2年6か月及び罰金100万円、移籍先の企業を罰金3000万円に処する判決が東京地方裁判所で下され^{注2}、この判決は控訴審でも維持されました。現在は、移籍先の企業等に対して5億円の損害賠償等を求める民事訴訟が提起されています。

営業秘密は会社の重要な財産の一つであり、それが不正に取得され、使用された場合には当該使用行為の停止や損害賠償請求等の救済手段を採る必要があります。もっとも、当然のことながら、会社にとって重要な情報であったとしても、その情報が不正競争防止法（以下「不競法」といいます。）における「営業秘密」に該当しないのであれば、不競法に基づく差止請求、損害賠償請求、刑事告訴の手段を採ることはできません。また、従業員においても、どのような情報が「営業秘密」に該当するのかを把握しておくことは、無用なトラブルに巻き込まれることを防止することにも繋がります。

そこで、本稿では、不競法違反となる営業秘密の不正取得行為等の概要について、特に営業秘密の秘密管理性の要件を中心に、近時の裁判例を踏まえてご説明します。

第2 営業秘密について

営業秘密とは「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」と定義されており（不競法2条6項）、①秘密管理性、②有用性、③非公知性が、営業秘密の三要件となります。

① 秘密管理性

(1) 秘密管理性の内容

営業秘密該当性でしばしば争点になるのが秘密管理性です。秘密管理性が要件とされた趣旨は、営業秘密として保護される情報とそうでない情報を明確に区別することで、ある情報の使用等が許されるかを従業員等が予測できるようにし、情報の自由な利用を確保することにあります。そのため、単に事業者側が当該情報を秘密として保有する意思（秘密管理意思）を有していたというだけでは不十分であり、事業者

注1 警察庁生活安全局生活経済対策管理官「令和5年における生活経済事犯の検挙状況等について」（2024年4月

（https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/R05_nenpou.pdf, 2024年11月24日最終閲覧）

注2 東京地判令和6年2月26日裁判所ウェブサイト

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の当該意思が従業員等に十分に認識されるような秘密管理措置が実施される必要があるとされています^{注)3}。具体的には、情報に対するアクセス制限を設ける、フォルダ名やファイル名に「Confidential」や「**秘**」と表記する、営業秘密に該当する情報のリストを作成し従業員に周知する等の方法が考えられますが^{注)4}、それらは画一的なものではなく、裁判例では、情報の性質、社内規定の内容、アクセス制限の運用実態等個別具体的な事情を考慮し、合理的な秘密管理措置が採られていたかが判断されています。そこで、以下では、秘密管理性について判断した最近の裁判例をご紹介します。

(2) 秘密管理性に関する近時の裁判例

(i) 東京地判令和4年10月5日裁判所ウェブサイト

本件は、原告の元従業員である被告が、原告を含むグループ会社の全製品に係る出荷先、売上金額、売上数量、利益率等(以下「製品販売情報等」といいます。)が記載されたファイルを持ち出して転職先で使用した行為が、営業秘密の不正取得及び使用に該当するかが争われた事案です。

裁判所は、以下の事情から、原告の従業員は製品販売情報等が記載されたファイルを外部に持ち出すことは禁止されていると認識できたとして、秘密管理性を肯定しました。

- ✓ 就業規則において、原告の許可なく、原告の機密やノウハウ等に関する書類・電子情報等を私的に使用し、複製し、原告の施設外に持ち出すことを禁止していたこと
- ✓ 行動規範において、雇用期間中及び退職後に、従業員はその知り得た原告の営業秘密その他の秘密情報を秘密にすることを厳守しなければならないと規定していたこと
- ✓ 原告は、被告の退職時に、被告に対し、原告の許可なく

く原告の秘密情報を不正に開示しないこと等を約する誓約書を徴求していたこと

- ✓ 原告の従業員は、ネットワーク管理システムにより管理されたID及びパスワードを入力しなければ貸与されたパソコンにログインできず、社内ネットワークにアクセスできなかったこと
- ✓ 製品販売情報等が記載されたファイルは原告のSharePoint上で管理されており、一部の従業員のみがアクセスすることができたこと

本件は、対象となった情報が会社にとって秘密情報に当たることが従業員にとっても明らかな性質を有していたことに加えて、厳格なアクセス制限がなされていたことや、就業規則等で秘密情報の持ち出し等を禁止することを従業員に周知していたことが秘密管理性を肯定する事情になったと考えられ、秘密管理措置を構築するうえで参考になると考えられます。

(ii) 大阪地判令和5年1月26日裁判所ウェブサイト

本件は、美容院、ビューティーサロン、エステティックサロンを営んでいる原告の元従業員である被告らが、原告から示されたまつ毛エクステンションの装着方法に関する情報(以下「本件手技情報」といいます。)を使用した行為が不競法違反となるかが争われた事案です。

上記の令和4年の裁判例とは異なり、裁判所は、以下の事情を考慮し、秘密管理性が認められないと判断しました。

- ✓ まつ毛エクステンションの一般的な装着方法は施術者養成学校で教授されており、新たな装着方法についても積極的に公開されていること
- ✓ 原告と被告らとの間で作成された秘密保持等契約書

注)3 東京高判平成29年3月21日判タ1443号80頁参照。

注)4 その他の秘密管理措置の内容としては経済産業省「営業秘密管理指針」(平成31年1月23日)をご参照ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの上に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

には、漏洩禁止の対象として、原告が所有している、人工毛2本のみで地まつ毛を挟み込む施術である「『ロングキープラッシュ』に係る商標及びこれについての特許技術」と記載されていたが、原告の就業規則に秘密保持に関する規定はなく、被告らが署名押印のうえ提出した入社誓約書や秘密保持に関する誓約書にも特許情報や本件手技情報に関する記載はなかったこと

- ✓ まつ毛エクステンションの装着方法に関して具体的ないかなる範囲が秘密とされるかを明らかにした書面もなかったこと
- ✓ 原告から被告に対して「ロングキープラッシュ」の施術方法を教示する際には、当該施術に関して原告の行った特許出願の明細書や添付書類等が示されることはなかったこと
- ✓ 「ロングキープラッシュ」は不特定多数人に対して何らの制限もなく公然と施術されていたこと

本件は、まつ毛エクステンションの装着方法が、施術者養成学校で教えられており、新たな装着方法も積極的に公開されていた等の事実から、一般的に秘密とされるような性質のものではないと認定されたものと考えられます。そのうえで、本件手技情報に関して、秘密保持等契約書の内容だけでは、本件手技情報が秘密情報であるとは認識できないため、原告において秘密管理性を認定できる程度の秘密管理措置は採られていないと判断されたものと考えられます。

秘密保持契約の締結や就業規則において秘密情報の持ち出しを禁止していたとしても、営業秘密として保護したい情報が秘密保持契約の対象となっていると従業員等が認識できない場合には秘密管理性が否定される可能性があります。この観点から、情報に「Confidential」等の表示をすることや秘密情報に該当する情報のリストを作成し

た上で社内に周知させることは秘密管理措置の一環として重要であると考えられます。

(iii)大阪地裁令和6年7月30日裁判所ウェブサイト

本件は、医療用画像診断システムの開発を主たる事業としていた原告の元従業員が、取得した原告の製品に含まれるソフトウェアのプログラムのソースコード(以下「本件ソースコード」といいます。)を、当該元従業員の転職先である被告が使用した行為が不競法違反となるかが争点となった事案です。

裁判所は、以下の事情を考慮して、本件ソースコードには秘密管理性が認められないと判断しました。

- ✓ 本件ソフトウェアが原告の事業にとって重要なものであり、少なくとも開発担当の従業員もそのことを理解していたと認められるが、本件ソースコードは原告社内の共有サーバに保存されており、従業員全員が原告から割り当てられたユーザ名とパスワードを利用してアクセス可能であったこと
- ✓ ユーザ名とパスワードは社内で厳格に管理されていたとはいえ、開発担当者以外の者が開発担当者の社用パソコンにログインして保存データを確認することも可能であったこと
- ✓ 開発担当の従業員は、私用のパソコンにソースコードをコピーして保存し、社外に持ち出すことがあり、ソースコードの社外持ち出しに関する禁止や許可についての明確なルールは存在しなかったこと
- ✓ 原告の代表取締役が退職後の従業員がソースコードを保持していることを黙認していたこと

本件は、対象となる情報が会社にとって重要な情報であると従業員が認識できたとしても、当該情報の取扱いから秘密管理がなされていないと判断されたものです。形式的にアクセス制限を設けていたとしても、実態として従業員

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

間でIDやパスワードの共有がなされているといった場合には、秘密管理性が否定される可能性が高まります。本件は、事業者側の対応として避けるべき取扱いを把握するうえで参考になると考えます。

このように、秘密管理性は個別具体的に判断されますが、日々の社内の取り組みが判断に大きく影響すると思われれます。秘密管理性がないとして営業秘密としての保護を受けることができない事態を避けるためにも、秘密管理体制については定期的に見直していくことが重要であると考えます。

2 ②有用性

次に、営業秘密は、「生産方法、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」でなくてはなりません。顧客情報や売上情報等、事業活動に使用される情報や経営効率の改善に役立つような情報がこれに当たりますが注5、「犯罪の手口や脱税の方法等を教示し、あるいは麻薬・覚せい剤等の禁制品の製造方法や入手方法を示す情報のような公序良俗に反する内容の情報」については有用性が認められないとされています注6。

3 ③非公知性

非公知性は、当該情報が一般に知られていない又は容易に知ることができない場合に認められます。もっとも、今日では、Chat GPT等の生成AIを業務で使用する際に機密情報が入力され、その結果として情報が流出し、非公知性が失われる事態が発生し得ることに留意する必要があります。その

注5 経済産業省知的財産政策室編「逐条解説不正競争防止法」48頁（令和6年4月1日）

注6 東京地判平成14年2月14日裁判所ウェブサイト

ような事態を避けるためには、Chat GPT等の生成AIの使用に関する社内規定の作成や研修を行う等して、機密情報の取扱いについて従業員に周知しておくことが考えられます。

第2 不正取得行為等

不競法違反となる営業秘密に関する不正行為は以下の通りに分類することができ、これらの行為について、差止請求（不競法3条1項）及び損害賠償請求（不競法4条）をすることができます。ただし、差止請求については、侵害の事実及び侵害行為を行う者を知ったときから3年で消滅時効が成立するため注意が必要です（不競法15条1項）。

- ①営業秘密を窃取等の不正な手段で取得し、当該営業秘密を使用・開示する行為
- ②営業秘密保有者から正当に示された営業秘密を図利加害目的で使用・開示する行為
- ③営業秘密の不正取得・開示行為が介在していることについて、悪意または重過失により知らずに当該営業秘密を取得し、使用・開示する行為
- ④営業秘密の取得後に当該営業秘密の不正取得・開示行為の介在について、悪意または重過失により知らずに当該営業秘密を使用・開示する行為

ここで、不正に取得された営業秘密を被告が使用していることの立証は困難なことが多いため、当該営業秘密を使用することで生じる物の生産がされている場合には、営業秘密を使用していると推認する規定が存在します（不競法5条の2）。この推定規定の対象は産業スパイなどのアクセス権限を持たない者に限定されていましたが、令和5年の不競法改正により、推定の対象がアクセス権限を有している元従業員等にも

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

拡充され、営業秘密の保護を強化する流れとなっています。

以上は、民事に関するものですが、営業秘密の不正取得行為等については罰則も存在します。具体的には、図利加害目的で詐欺等の違法性が高い態様で営業秘密を取得した場合等には、10年以下の懲役もしくは2000万円以下の罰金が科されます(不競法21条)。また、法人の代表者や従業員が違反行為を行っていた場合には、当該行為者だけでなく法人に対しても10億円以下の罰金刑が科されます(両罰規定 不競法22条)。冒頭で紹介した回転寿司チェーン店の事例では、この両罰規定により、移籍先の企業に対して3000万円の罰金が科されています。

自社の従業員が営業秘密の不正使用等をしている場合、場合によっては従業員と共に会社が起訴される可能性があり、その場合、多額の罰金刑に処せられ、レピュテーションも低下するという事態が発生することも否定できません。特に中途採用においては、採用時に転職者が元所属先に対して秘密保持義務を負っているかを確認し、採用後一定期間は元所属先と競合する業務には従事させない等の措置を採っていくことが重要になると考えます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。